

日証協(会)14第114号
平成15年3月28日

会員代表者殿

日本証券業協会
会長 奥本英一朗

自己売買業務のリスク管理に関する金融庁「事務ガイドライン」の示達等について

金融庁当局では、去る3月13日に公表した「株式市場の適正な運営の確保について」において、市場の適正な運営確保のため、証券会社の自己売買に関するリスク管理の徹底等の方策を講じるとしており、本日、その具体的方策として、別添のとおり「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）」（以下「リスク管理ガイドライン」という。）の一部を改正し、別紙1のとおり、各財務（支）局あてに通知しておりますのでお知らせいたします。

また、金融庁では、リスク管理ガイドラインへの対応として、現在実施している手法又はこれを期に改めて整備しようと考えている手法が、当該ガイドラインに合致しているか、また、どの程度まで整備すれば合致するのかなどについて相談等を希望する会員におかれでは、「自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表」（別紙2）等により逐一個別に対応する機会を設けるとの意向が示されております。

つきましては、リスク管理ガイドライン及び「自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表」等の活用に関しまして、貴社担当役職員に周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、本件につきまして、これまでの金融庁との協議を踏まえた「リスク管理事務ガイドラインQ&A（暫定版）」（別紙3）を作成いたしましたので御参考にしてください。

以上

本件に関するお問合せ先：会員部会員グループ（TEL 03-3667-8453）

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドライン
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 後
<p>6. 自己資本規制関係 (新設)</p>	<p>6. 自己資本規制関係</p> <p>6-3 <u>証券会社の自己売買業務に係るリスク管理</u></p> <p><u>証券会社は、証券取引に係る決済の円滑かつ確実な執行を確保する観点から、保有する有価証券等の価格変動等のリスクを把握・管理する体制を確立することが重要であるが、特に株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理にあたっては、自己資本規制府令第4条第4項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理</u></p> <p>① <u>自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。</u></p> <p>② <u>許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。</u></p> <p>③ <u>許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>日中における自己売買業務の適切な管理</u></p> <p>① <u>株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>で行われることを管理する体制を整備すること。</u></p> <p>② <u>日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、①に代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。</u></p> <p>イ <u>日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法</u></p> <p>ロ <u>日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法</u></p> <p>ハ <u>(1)で設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダー毎又はユニット毎に配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法</u></p> <p>(3) <u>財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる体制を整備すること。</u></p>

別紙2

「自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表」の作成及び提出について

現在行っている自己売買業務に係るリスク管理の手法又は今後改めて整備しようと考えている手法が、事務ガイドライン6-3に合致しているかどうかあらかじめ相談等したい場合は、別紙「自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表」に相談等したい事項を整理して、下記のとおり、本協会事務局あてに提出して下さい。

提出された調査表に含まれる問い合わせについては、金融庁監督局証券課内で検討し、回答することとされています。

記

1. 提出先 本協会会員部（各地区協会が管轄する区域に本店を有する会員にあっては各地区協会事務局）

2. 提出期限 平成15年4月25日（金）
25日以降であっても適宜対応いたします。

以上

平成 15 年 4 月 日

日本証券業協会会員部 御中
(又は各地区協会事務局)

○○証券(株式)会社(○○支店)
【担当責任者役職氏名】

【連絡先】

Tel :

Fax :

E-mail :

自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表

平成 15 年 3 月 13 日に金融庁から公表された「株式市場の適正な運営の確保について」の 3. 証券会社の自己売買業務に係るリスク管理の徹底を受け、平成 15 年 3 月 28 日に示達された「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について(事務ガイドライン)」(以下「リスク管理ガイドライン」という。) 6-3 に、下記に掲げる管理手法が合致しているか相談等したいので提出いたします。

記

1. リスク管理ガイドライン(1)に相当する当社の管理手法

2. リスク管理ガイドライン(2)に相当する当社の管理手法
 - ①【適用項①、②のイ、②のロ、②のハ、②その他近似的な手法】から選択(複数複合可)
 - ②具体的な手法

3. リスク管理ガイドライン(3)に該当した場合の措置とその体制

以 上

リスク管理事務ガイドラインQ&A（3月28日暫定版）

本Q&Aは、これまでの金融庁監督局証券課との協議を踏まえて暫定的に作成したものであり、「自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表」等で会員各社から提出された質問等に応じ、追加・変更等が行われることがあります。

1. 総論

Q1-1 今般の事務ガイドラインの基本的考え方は、全社を通じてポジションの限度枠等を一律に規制するものなのか。

A：今回の事務ガイドラインは、日々のリスク管理に加え、日中の株式に係る自己売買業務について、適切なリスク管理を求めるものであり、全社を通じてポジションの限度枠等を一律に規制するものではありません。

Q1-2 日中の株式に係るリスク管理手法について、①リアルタイムでポジション額やリスク額を計算・集計すること、②個別の銘柄ごとにロスカットルールを導入することに限定されるのか。

A：日中の株式に係るリスク管理手法については、①や②に限定されるものではありません。財務の健全性を確保する観点から、日中のリスク額やポジション額が適切な範囲内にあることが管理できる手法であればよいと考えられます。

Q1-3 今般の自己売買業務に関するリスク管理は、回数、数量共に軽微な自己売買しかしていない証券会社にも適用されるのか。

A：全ての証券会社に適用されます。ただし、実質的に自己売買業務を行っていない証券会社であれば、あらかじめ、ガイドライン（1）①に定める「許容市場リスク額」を定め、その範囲でしか行なえないこととされていれば、実効上遵守されていると考えられます。

Q1-4 取引所非参加者・非会員証券会社（同業者）では、差金決済が禁止されていることから、母店証券会社において、各同業者の財務状況を踏まえ、日中を通じ一日に約定できる自己売買の総代金をあらかじめグロスで制限される場合がありますが、これは、当該ガイドラインを遵守していると考えていいか。

A：約定できる総代金又はそのリスク額が、（1）①の許容市場リスク額等の範囲内に設定されれば、遵守していると考えられます。

Q1-5 ガイドラインは株式の自己売買業務のリスク管理だけを規定しているのか。

A：ガイドラインでの対象は株式の自己売買業務です。また、例えば、エクイティ（株式及び株式に係る派生商品）といった枠組みで、ストラテジー毎に適時リスクをモニターするなど、幅広にポジション管理又はリスク管理されている場合には、その実態を考慮して適用できると考えられます。

Q1-6 ガイドラインは、6-3とされているので、証券取引法第52条（自己資本規制比率）の解釈として示達されたものと考えられますが、仮にこのガイドラインが求める手法に至らないと検査等で指摘された場合には、直ちに同法に違反したものとして指摘されるのでしょうか。

A：証券取引法第52条（自己資本規制比率）を遵守する観点から整理したものですが、このガイドラインの規定はリスク管理の観点から整理されたものでもあり、法律又は内閣府令で直接規制するものではありませんから、このガイドラインが求める手法又は管理体制に至らないとの指摘が検査等であった場合、それだけを事由に直ちに法律違反であると判断されるものではないと考えます。

2. (1) 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理について

Q2-1 ①の「自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率」とは。

A：各社が業務を遂行していく上で、さまざまなリスクを計測する必要があると考えますが、こうした各リスクを計測した上で、最低限保守したいと各社が想定する自己資本規制比率です。

例えば、現在自己資本規制比率300%の会社が、どこまでリスクを取って業務を拡大又は遂行するかを考えると、経営判断として200%は保守したいと想定した場合、「自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率」は200%ということになり、現在より100%に相当する市場リスク枠を加算した範囲で自己売買業務を拡大・遂行できると考えます。

なお、念のためつけ加えると、最低限保守すべき自己資本規制比率は、法令により早期警戒水準として140%という規定がありますから、そもそも140%を下回る「適正な自己資本規制比率」はありません。

Q2-2 ①の「株式の自己売買業務に割り当てるこことできる最大許容市場リスク額」とは。

A：例えば次の算式により算出された額と考えます。

最大許容市場リスク額

=控除後自己資本/適正自己資本 - (取引先リスク+基礎的リスク)

例えば、自己資本規制比率が300%（控除後自己資本600、市場リスク20、取引先リスク30、基礎的リスク150）の会社で、適正自己資本を仮に200%と設定したとすると、

最大許容市場リスク額は120 (=600/2 - (30+150)) となり、市場リスクは現状20の枠で行っているが、日中のポジションも含め最大120の市場リスクに相当するポジションを建てることができると考えます。

Q2-3 ①の「又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等」とは。

A：証券会社の中には、例えばバリュー・アット・リスクの計測など、内閣府令に定める自己資本規制比率の算出根拠に相当するが、厳密にはそれと異なる合理的な手法で計測しリスク管理している場合があります。こうした様々な合理的な計測手法がある中で、適正な自己資本規制比率の範囲内で日中においても自己売買業務を遂行できることが説明できる場合には、引き続き当該手法を基礎としてリスク管理することを認める裁量を規定したものです。

Q2-4 ③において、許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずることあるが、具体的には？

A：例えば、自己売買業務を遂行する過程で多額な損失が計上されたり、証券事故等により臨時損失が計上された場合など控除後自己資本が大幅に減額することが想定される場合には、必然的に、市場リスクとして許容される額を減少せざるを得ないと考えられますので、こうした状況を前提として、最大許容リスク額等を改めて見直すとともに、自己売買業務に投入できるポジション又はリスクの枠を見直すなどの措置が必要となります。

3. 日中における自己売買業務の適切な管理について

Q3-1 ①の手法と②の手法は、それぞれ両方とも実施しなければならないか。

A：①と②は日中における自己売買業務を適切に管理する考え方として提示したもので、どちらか一方の方法により管理されていれば足りるものです。なお、①がリスクベースで管理する手法を念頭において整理したものであるのに対し、②はポジションベースで管理する手法を念頭において整理したものです。

Q3-2 バックオフィス（又はミドルオフィス）部門で管理しなければならないか。

A：管理する部署を限定するものではありません。例えば、フロントオフィス（自己売買部門）において、部門長、またはグループリーダー、マネージャーなど、それぞれの分掌において、適時モニターする体制も含まれます。

ただし、財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる体制を整備することは必要です（ガイドライン(3)参照）。

Q3-3 ①において許容市場リスク額等の範囲内であることを管理するために用いるリスクの考え方について

A：①で管理するリスクとは、原則として許容市場リスク額等と同等の計算方法により算出される市場リスクを想定していますが、各社が定める合理的なリスク管理（計測）の手法により、日中において算出可能な各社任意の指標を用いることもできます。また、高度且つ複雑な方法により自己売買業務を行っている場合など、日中に計算可能な市場リスクが、物理的に概算値とならざるを得ないケースも想定されますが、実態と著しく乖離した手法でないことが合理的に説明できるものであれば、これらも含めガイドラインに規定する管理体制が整備されているものと考えます。

なお、当該概算値が一時的に市場リスク額等を上回る状況がみられた場合には、(1) の③又は(3)に相当するか改めて検証し、これらに該当すると考えられる場合には、それにおいて適切な措置を講じる体制が求められます。

Q3-4 ②でいう「ポジション」とは、約定ベースと解釈していいか。

A：約定ベースでのポジションです。

Q3-5 ②に基づき管理する場合には、イからハに掲げる手法のいずれかにより行わなければならないか。

A：イからハは、ポジションベースで管理する場合の事例であり、このほかで、ポジション額を用いた近似的な手法により既に行っている場合又は改めて整備して行うことを考えている場合には、それらの手法も認められます。この場合において、その他の手法が、当該ガイドラインに合致しているかどうか「自己売買業務に係るリスク管理に関する調査表」等により、金融庁当局にあらかじめ相談等することも一案です。

Q3-6 ②のイの「ポジション額の合計」とロの「ポジションの累計」の違いは何か。

A：イの「ポジション額の合計」とは、株式に係るロングポジションの合計とショートポジションの合計を差し引いて算出した絶対額のネットのポジション額であり、ロの「ポジションの累計」とは、株式に係るロングポジションとショートポジションを総計して算出したグロスのポジション額を想定しています。

Q3-7 ②のイからハにある「適時確認」は、管理体制として具体的に何処まで求められるか。

A：各社の自己売買業務の実態に応じて、最大許容市場リスク額等を上回らない範囲で株式に係るポジション形成されていることが合理的に説明できる範囲で、各社が定める頻度または時点でモニターされているか又はチェックできる体制と考えます。

以上